



医政看発 1222 第 1 号
令和 2 年 12 月 22 日

各都道府県衛生主管（部）局長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」
の一部改正について

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 204 号）が別紙 1 のとおり令和 2 年 12 月 22 日に公布及び施行され、保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師の業務従事者届の様式が改正されたところです。

これに伴い、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届については「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」（平成 14 年 3 月 29 日付医政看発第 0329001 号厚生労働省医政局看護課長通知）の一部を別紙 2 のとおり改正しましたので、貴職におかれては、本件について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知をお願いします。

なお、前回の届出の年にあたる平成 30 年の衛生行政報告例の調査結果では、業務従事者届の「特定行為研修の修了の有無」の欄において報告された数値と、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）に基づき指定研修機関から厚生労働省に報告された特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）の総数との乖離が明らかとなりました。結果、平成 30 年の「就業保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した者）の状況」に関する統計表については、修了者の実態を表していない数値を公表することで社会に誤解を招くおそれがあることから非公表となりました。

今年の衛生行政報告例において同様の事態とならないよう、本届出票配布の際には、届出内容について十分確認して頂くよう周知のほどよろしくお願い致します。